

## 特記仕様書

### 1 点検業務の区分

#### (1) 月次点検

主として設備を運転した状態で行う点検、測定及び試験すること。

#### (2) 年次点検（停電）

月次点検項目に加え、施設の運転を停止し絶縁抵抗測定等を行う点検、測定及び試験すること。

#### (3) 臨時点検

異常が発生した場合又は、そのおそれがある場合の原因探究を含む必要に応じて、その都度点検すること。

#### (4) 工事期間中の点検

ア 工事において、工事期間中でないと点検できない箇所について、点検すること。

イ 工事施工図面と現場の工事施工状況を十分照合するとともに、技術基準に対する適合状況について点検し、施工状況の点検に重点をおくこと。

#### (5) しゅん工検査

工事が完成した場合において、技術基準に基づき施工状況を精密に点検、測定及び試験すること。

### 2 点検等の実施回数

#### (1) 月次点検

月次点検は、隔月 1 回以上実施すること。

#### (2) 年次点検

年次点検は、毎年 1 回実施すること。

#### (3) 臨時点検

必要の都度実施すること。

#### (4) 工事期間中の点検

工事期間中は、毎週 1 回以上実施すること。

(5) しゅん工検査

工事完成後行うものとする。

4 点検、測定及び試験の方法

(1) 外部点検

次に掲げる項目について運転中の施設を肉眼又は双眼鏡によるほか、異音、異臭及び温度測定等により点検すること。

ア 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無

イ 電線と他物との離隔距離の適否

ウ 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無

エ 接地線等の保安装置の取付け状態

(2) 外部精密点検

施設の運転を停止し、外部点検項目に加え、手指による接触点検すること。

(3) 継電器動作特性試験（停電）

継電器に対し動作量を入力し、適正な動作確認すること。

5 維持管理、運用及び工事に関する点検、測定及び試験項目の詳細項目は、「別紙4維持管理、運用及び工事に関する点検、測定及び試験項目」に定めるとおりとし、業務実施時にこれを遵守すること。

以上